



つり足場の例



張り出し足場の例

その他の選択肢②～④は、いずれも作業主任者を要する作業となります。

(1級電気通信工事 令和3年午前 No.50)

〔解答〕 ① 誤り → 5m以上が該当

根拠法令等

労働安全衛生法 (作業主任者)

第14条 事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

労働安全衛生法施行令 (作業主任者を選任すべき作業)

第6条 法第14条の政令で定める作業は、次のとおりとする。(抜粋)

- 1 高圧室内作業
- 2 アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業
- 8の2 コンクリート破砕器を用いて行う破砕の作業
- 9 掘削面の高さが2m以上となる地山の掘削の作業
- 10 土止め支保工の切りばり又は腹起こしの取付け又は取り外しの作業
- 14 型枠支保工の組立て又は解体の作業
- 15 つり足場、張り出し足場又は高さが5m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業
- 15の2 建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるもの(その高さが5m以上であるものに限る)の組立て、解体又は変更の作業
- 15の5 コンクリート造の工作物(その高さが5m以上であるものに限る)の解体又は破壊の作業
- 21 別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所における作業
- 23 石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物を取り扱う作業又は石綿等を試験研究のため製造する作業若しくは第16条第1項第4号イからハまでに掲げる石綿で同号の厚生労働省令で定めるもの若しくはこれらの石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物を製造する作業

★
★
★
★
★

★
★
★
★
★

★
★
★
★

★
★
★
★

★
★
★
★

★
★
★
★

索
引